

(意見書案第 10 号)

ヘルプマークのさらなる普及推進を求める意見書

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見からは容易に判断が難しいハンディのある方が、援助や配慮が必要であることを周囲に知らせるヘルプマーク及びそのマークを配したヘルプカードは、平成 24 年に東京都が作成・配布を開始して以来、導入を開始または検討している自治体が増えている。特に昨年 7 月、ヘルプマークが日本工業規格（J I S）として制定され、国としての統一的な規格となつてからは、その流れが全国へと広がっている。

このヘルプマーク及びヘルプカードは、援助や配慮を必要とする方が所持・携帯していることはもちろんのこと、そのマークを見た周囲の人が理解していないと意味を持たないため、今後は、その意味を広く国民全体に周知し、思いやりのある行動をさらに進めていくことが重要となる。

しかし、国民全体における認知度はいまだ低い状況にあり、また公共交通機関へのヘルプマークの導入など課題も浮き彫りになってきているところである。

よって、政府においては、心のバリアフリーであるヘルプマーク及びヘルプカードのさらなる普及推進を図るため、下記の事項について取り組むことを強く要望する。

記

- 1 「心のバリアフリー推進事業」など、自治体が行うヘルプマーク及びヘルプカードの普及や理解促進の取り組みに対しての、財政的な支援を今後も充実させること。
- 2 関係省庁のホームページや公共広告の活用など、国民へのさらなる情報提供や普及、理解促進を図ること。
- 3 鉄道事業者など自治体を越境している公共交通機関では、ヘルプマーク導入の連携が難しい状況にあるため、今後はスムーズな導入が図れるよう国としての指針を示すこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 30 年 6 月 22 日

釧路市議会

内閣総理大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣

} 宛